

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則
○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年七月二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十一号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表伊達市の項中「議会議務局 事務局長」を「議会議務局 事務局長 次長」に改め、同表本宮市の項中「教育部長 次長 課長 生涯学習センター長」を「部長 次長 課長」に改め、同表耶麻郡警梯町の項中「町長部局 課長 室長」を「町長部局 課長」に改め、同表大沼郡会津美里町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 参事 課長 主幹」に、「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表東白川郡鮫川村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 課長 室長」に改め、

同表田村郡小野町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課長 室長」に改め、同表双葉郡浪江町の項中「教育次長」を「教育次長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「第二号」の下に、「第四号」を加える。

「行政事務

一般行政事務 一般行政事務（警察本部及び警察署等におけるものを除く。）に
関する業務に従事することを職務とする職

別表第二福島県職員（職務経験者）採用候補者試験の項中

「行政事務

政の事務（警察本部及び警

業務に従事することを職務

を 農業

職

林業

主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に改める。

別表第三福島県職員（職務経験者）採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中「農業土木」を「農業、農業土木、林業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）